

## 保育制度改革に関する意見書

急激な少子化が進むなか、子どもを安心して産み育てる環境の整備はとりわけ重要であり、なかでも待機児童対策を含む保育施策の拡充は喫緊の課題となっています。この間、保育施策の拡充に対する国民の期待はかつてなく高まっており、国会において2006年以来、「現行保育制度にもとづく保育施策の拡充を求める請願書」が4年連続して採択されていることは、こうした国民の声の反映に他ならず、国が「安心して子育てできる」政策を打ち出すことが必要です。

児童福祉法第24条では「保育に欠ける子どもの保育を国と自治体が責任を負うこと」が規定されています。全国どの地域においても子どもたちが健やかに育ち、保育を受ける権利が平等に保障されるためには、保育における国と自治体の公的責任が不可欠です。

各自治体においては厳しい財政状況の中にもかかわらず、住民の要望に応えようと日々努力いただいているところですが、現行保育制度を堅持・拡充し、安心して子育てできる環境を整備するためには、国が責任を持って財政保障を行うことが何よりも重要であると考えます。

よって、国においては、保育制度改革の議論を進めるにあたり、現行保育制度を基本にしつつ、各自治体が保育施策を拡充することができるよう、以下の事項について強く要望します。

### 記

1. 児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
2. 国は市町村が責任をもって待機児童解消に向けて取り組みができるよう、必要な支援と財政措置を行うこと。
3. 保育の質の低下につながる保育所最低基準の廃止・引き下げは行わず、抜本的に改善すること。
4. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
5. 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月28日

兵庫県赤穂市議会

議長 松原 宏

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

総務大臣

衆議院議長

参議院議長

あて